

# 鈴鹿ベイロータリークラブ

例会日 木曜日 18:30~19:30  
例会場 鈴鹿サーキットホテル  
事務局 〒510-0295 鈴鹿市稲生町7992  
鈴鹿サーキットホテル  
TEL 059(379)2484 FAX 059(379)2770



Rotary  
ロータリー：  
変化をもたらす



## 第1281回 例会報告 (2017年12月14日)

### 会員卓話

### クラブ奉仕部門

■司会 / 中野 強 SAA      ■ロータリーソング / 我等の生業

■会長挨拶 / 藤田宜三 会長代理

今日は会長代理として、最近考えさせられた種子法についてお話したいと思います。

種子法とは？正式名称は「主要農作物種子法」と言いますが、実は多くの農家の人でさえこの重大な事実を知らない人が多い様です。今年2月に廃止法が閣議決定され、4月には可決、成立しています。ところがこの「種子法」はなんと来年4月1日に廃止されます。

稲・麦・大豆の優良品種の生産・普及を促進するため、各都道府県にこれらの品種の元となる原種の維持・確保を求めめるために1952年に作られた法律です。



都道府県は気象や土壌条件に合わせた稲や麦、大豆の優良品種を決め、その種子を増やして農家に安定的に安価な種子として供給してきました。現在は、国内で生産される米の種子は、100%自給です。南北に長い日本で、地域の特性にあって栽培しやすく、しかもおいしいお米が時間と労力をかけて開発され、その数は300品種にのぼります。種子は、もともと基礎的な農業生産資材であり、大切な遺伝資源です。この法律を廃止して、民間企業を参入させ、農業の競争力を高めて行こうとしている様です。

つまり4月からお米などが自由競争になり、外国から安価な遺伝子組み換えの作物だらけになってしまう恐れもあります。さらに、今まで食べていた作物の種子がなくなってしまう恐れがあります。日本人が何百年と研究してきた種を奪われてしまい、代わりにとても安全とは言えない遺伝子組換え食品が溢れて行くのです。

■幹事報告 / 磯部弘生 幹事

- (1) ロータリー財団より、ロータリー財団一人当たりの年次基金の寄付額が100ドルに達しているクラブとして感謝とクラブバナーが届いております。
- (2) 12月21日(木) 理事役員会を開催いたします。

■委員会報告 / 親睦活動 12月度会員・夫人誕生日、結婚記念日

会員誕生日：磯部弘生  
結婚記念日：遠藤龍夫・章子、長岡忠明・祐子

■出席報告

例会日	会員数	出席者	欠席者	出席率
12月14日	12名	7名	5名	58.33%

2週間前の補正後出席率 12名中 9名 75.00%

## ■ニコボックス

磯部弘生……谷田様、本日はよろしく申し上げます。第二回目楽しみにしています。

遠藤龍夫……本日もよろしく申し上げます。

宮崎弘夫……谷田様、昨日は早々のお便りをありがとうございました。本日の卓話を楽しみにしてまいりました。

藤田宜三……本日はよろしく申し上げます。



## ■例会 / 会員卓話 / 谷田義弘 会員

みなさん こんにちは今日は公正証書について話したいと思います。

### まず公正証書とは？

公正証書とは、公証人法に基づき、法務大臣に任命された公証人が作成する公文書です。公証人とは、裁判官や検察官、法務局長などを永年勤めた選ばれた法律の専門家であり、準公務員という扱いになります。「公正証書」には証明力があり、執行力を有しており、安全性や信頼性に優れています。例えば、金銭債務においては、「強制執行認諾条項」を定めておくことで、支払いが滞った場合に、本来であれば裁判で確定判決を受けなければ行こうことの出来ない、給与や口座の差押などの「強制執行」の申立が直ちに行えます。また、遺言公正証書においては、家庭裁判所の検認手続きが不要となります。

### 公正証書の目的

公正証書の目的は、契約や遺言などの一定の事項を公証人に証明させることにより、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化・安定化を図ることであり、作成された原本は公証役場に保管され、債権者には正本が、債務者には謄本が、それぞれ交付されます。

### 公正証書の効力（メリット）

公正証書には、通常の契約書や遺言書などとは違い、以下のような効力があります。

- 1 証明力 公正証書は、法律のプロである公証人が、書面の記載内容について、法令違反がないかどうかを確認し作成します。その為、あとで公正証書の内容が裁判で否認されたり、無効とされる可能性はほとんどありません。また、遺言公正証書においては、家庭裁判所の検認手続きが不要とされています。
- 2 執行力 公正証書は信頼性が高いため、「強制執行」の申立が直ちに行えます。本来であれば、強制執行をするためには、裁判所に訴訟を提起し、勝訴の判決を受け、確定されなければなりません。そういう意味では、公正証書の持つ執行力は、債権保全において、とても強い威力を発揮します。
- 3 安全性 書面の記載内容について、法律のプロである公証人が、法令違反がないかどうかを確認し、作成当事者の身元については印鑑証明書などで確認します。その為、公正証書の内容が裁判で否認されたり、無効とされる可能性はほとんどありません。作成された公正証書の原本は公証役場で20年間保管されますから、とても安心です。
- 4 事実上の効力 法律の専門家である公証人が関与して作成する公文書でもあり、破棄や紛失、改ざんのおそれがなく、金銭債務においては執行力もあります。そのような効果は事実上の効果として、また心理的な効果でもあり、極めて重要ともいえる「事実上の効果」です。